

基本計画特別委員会市民消防分科会記録
【速報版】

令和8年6月2日開会

速報版

- ・この会議録は録音を文字起こしした初稿のため、誤字脱字がある場合があります。
- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なもののため、今後修正されることがあります。
- ・正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

横 浜 市 会

開会時刻 午前10時05分

◎ 開会宣告

- 伏見幸枝主査 これより基本計画特別委員会市民消防分科会を開会いたします。

審査に入ります前に、委員の皆様を確認させていただきたいと思います。

市第1号議案の審査につきましては、分科会では質疑のみ行い、意見表明は行わない方法で審査いたします。

また、基本計画特別委員会委員長宛てに提出します分科会報告書につきましては、主な質問項目を局別に記載いたしますので、主査において取りまとめをし、提出いたします。

以上、御了承願います。

◇

◎ 市第1号議案（関係部分）の審査

- 伏見幸枝主査 それでは、消防局関係の審査に入ります。

なお、当局からの発言に際しましては着座のままで結構です。

市第1号議案（関係部分）を議題に供します。

市第1号議案 横浜市中期計画2026～2029の策定（関係部分）

- 伏見幸枝主査 当局の説明を求めます。

- 佐々木消防局長 それでは、市第1号議案横浜市中期計画2026～2029の策定について説明いたします。

当議案は、横浜市議会基本条例第13条第2号に基づいて提出するもので、議案書の33ページから95ページに掲載されています。

中期計画素案は、令和7年12月の市会第4回定例会の各常任委員会にて説明いたしました。消防局関連部分については大きな変更点はありませんが、改めて横浜市中期計画2026～2029（原案）消防局抜き刷り版を使用し、簡潔に説明いたします。

1ページを御覧ください。

議決範囲の考え方ですが、議案には中期計画（原案）のうち、現状と課題や目指す姿等を記載しており、本資料では該当部分を黒い点線で囲んでおります。

右側2ページは、消防局の関連部分を記載した目次です。14の政策群と33の施策群のうち、政策群02、防災・減災、政策群03、医療・保健について順次説明いたします。

3ページの政策群02、防災・減災を御覧ください。

本ページ以降、素案からの主な変更点は緑字で記載しています。また、消防局関連部分は黄色く着色しています。

まず、現状と課題について、地震防災戦略の推進による防災・減災対策の強化の1ポツ目として、令和6年能登半島地震の状況等を踏まえ改定した地震防災戦略を推進し、市民の皆様の命と暮らしを守ることが重要、2ポツ目として、発災時の安全の確保や備蓄の確保といった自助と地域防災拠点での訓練をはじめ地域の防災活動など共助の推進を基本に、それらを支える公助の取組を一体的に進めることが重要としています。

資料中段の目指す姿について、1 ポツ目として、地震防災戦略に基づき、自助・共助・公助の取組が一体的に進み、大規模地震に対して十分な備えができているとしています。

右側4ページ、施策群の3、地震防災対策を御覧ください。

方向性について、1 段落目冒頭の記載としまして、発災時の安全の確保や自宅で避難生活を送ることができるようにする自助の取組の支援、地域の防災活動など共助の取組への支援を進める。

2 段落目冒頭の記載としまして、大規模災害時の応援部隊の活動調整等を行う現地指令機能を新たに整備するとしています。

指標について、消防局事業は赤字で囲んでおります。

重点対策地域内の初期消火器具設置率について、現状値は75%で目標値は100%、広域支援部隊の現地司令施設の整備進捗率について、現状値は45%で目標値は100%、消防団員の訓練等への参加率について、現状値は54.6%で目標値は70%としています。

なお、ただいま御説明した現状値は、素案公表後の事業推進及び調査結果を反映して設定しております。

そのほかの変更点としまして、ページの一番下を御覧ください。

緑字※2にあるとおり、初期消火器具の注釈を追記しています。

5 ページを御覧ください。

このページには、政策施策体系図を記載しており、素案からの大きな変更はありません。

6 ページ、政策群03、医療・保健を御覧ください。

現状と課題について、医療・救急の持続可能な体制構築の2 ポツ目として、救急出場件数は近年高い水準を推移しており、今後も高齢化の進展等により救急需要が増加することが想定されるとしています。

資料中段の目指す姿について、3 ポツ目として、増加が見込まれる救急需要に対し、安定的な救急体制が確保できているとしています。

右側7ページ、施策群の5、医療・救急・保健を御覧ください。

方向性について、4 行目の記載としまして、増加が見込まれる救急需要への対応を進めるとしています。

指標について、消防局事業は赤字で囲んでおります。

緊急度が高い傷病者に対する救急車等の現場到着平均時間については、現状値は6分台で、目標値は6分台を維持としています。

8 ページを御覧ください。

このページには、政策施策体系図を記載しており、素案からの大きな変更はありません。

政策群に関する説明は以上でございます。

最後に9ページ、10ページを御覧ください。

素案からの主な変更点のうち、消防局の関連項目が掲載されているページを抜粋しています。消防局関連部分は黄色く着色しています。説明内容と重複いたしますので、参考に後ほど御覧ください。

以上、市第1号議案横浜市中期計画2026～2029の策定について、消防局関連部分を御説明申し上げました。

- 伏見幸枝主査 説明が終わりましたので、質疑等に入ります。
- 増永純女委員 1点だけ御質問というか、御意見させていただきます。

4 ページの重点対策地域内の初期消火器具の設置率で、今回100%を目指すということで、スタンドパイプ等の設置かと思うのですが、昨今の物価上昇において、スタンドパイプがかなり値上がりしてい

るということで、地域の方が設置しようと動いている中でも、補助の金額が一定ということで、手出しが多くなることによって、ちょっと悩ましいということを地域の方からお話を伺っているような状況なのです。そこに対して100%を目指されるということで、市民の皆さんからの声について思うところというか、対応するような内容があればぜひ教えていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

- 佐々木消防局長 現時点では、補助の額の上限が決まっております、今委員からそのような御意見をいただきましたので、今後どのようにしていけば早く100%設置できるのかということは考えていきたいと思っています。
- 増永純女委員 今すぐ金額を上げてほしいという要望ではなく、100%を目指す中で、消防団の皆さんや地域の皆さんも検討する中で、やはり実態と合っていないとなかなかこの設定も難しいと思いますので、要望しておきたいと思います。
- 伏見幸枝主査 他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

以上で消防局関係の分科会の審査は終了いたしました。

次に、市民局関係の議題に入ります。当局参集の間、暫時休憩いたします。

休憩時刻 午前10時14分

(当局交代)

再開時刻 午前11時27分

- 伏見幸枝主査 それでは、分科会を再開いたします。

◎ 市第1号議案（関係部分）の審査

- 伏見幸枝主査 市民局関係の審査に入ります。

なお、当局からの発言に際しましては着座のままで結構です。

市第1号議案（関係部分）を議題に供します。

市第1号議案 横浜市中期計画2026～2029の策定（関係部分）

- 伏見幸枝主査 当局の説明を求めます。
- 熊坂市民局長 それでは、市第1号議案横浜市中期計画2026～2029の策定について御説明いたします。

当議案は、横浜市議会基本条例第13条第2項に基づいて提出するもので、議案書の33ページから95ページに掲載されています。

中期計画素案は、令和7年12月の市会第4回定例会各常任委員会にて説明させていただきました。本日は横浜市中期計画2026～2029（原案）市民局抜き刷り版を使用し、簡潔に御説明いたします。

表紙をおめくりください。

2ページの議決範囲の考え方についてですが、消防局の分科会にて説明しておりますので省略いたします。

右側3ページは、市民局の関連部分を記載した目次でございます。

政策・施策のうち14の政策群と33の施策群、行財政運営のうち行政運営、参考として素案からの主な変更点について順次説明いたします。

4 ページを御覧ください。

本ページ以降、主な変更点は緑色の文字で記載しております。また、本日御説明する箇所には黄色マーカーをつけております。

政策群01、毎日の安心・安全について御説明いたします。

現状と課題として、市民局では防犯対策の推進を掲げています。

中段、目指す姿として、防犯対策の強化が進み、地域防犯力が向上し、犯罪が発生しにくい誰もが安心して暮らせる環境が整っていることを掲げています。いずれも素案からの変更はございません。

また、政策指標として、治安の良いまちだと思いますかを掲げておりますが、素案からの変更はございません。

右側 5 ページを御覧ください。

施策 1、防犯、歩行者の安心・安全についてですが、市民局では最新技術の活用による暗がり解消と安心・安全を実感できる見守りに取り組むなど、市民、地域、事業者、そして行政が丸となって誰もが暮らしやすいまち、安心で安全なまちを実現するため、犯罪を未然に防ぐための防犯対策の取組を進めます。

指標は記載のとおりですが、そのうち防犯対策を実施していると答えた市民の割合については、素案公表後の調査結果を反映し、御覧の現状値及び目標値を設定しています。

6 ページを御覧ください。

政策－施策体系図を記載しています。素案からの変更はございません。

続いて、8 ページを御覧ください。

政策群08、暮らし・コミュニティについてですが、現状と課題として、市民局では1 つ目の地域の担い手不足への対応、地域コミュニティの活性化と3 つ目の多文化共生の取組を掲げています。

なお、3 つ目の多文化共生については、素案では国際局となっておりますが、原案では機構再編により市民局の主管となっております。

目指す姿として、地域で共に支え、誰もが自分らしく活躍できている暮らしやすいまちを実現すること、地域コミュニティが主体となって取り組む地域課題の解決に向けた活動が継続するとともに、自治会町内会など地域で活動する団体や人々、企業、学校など、多様な主体と連携する協働による地域づくりがより一層推進されていることを掲げています。いずれも素案からの変更はございません。

また、政策指標として、お住まいの地域は暮らしやすいまちだと思いますかと掲げています。素案から変更はございません。

9 ページを御覧ください。

施策16、地域の生活環境ですが、自治会町内会の負担軽減を図るためデジタル手法を導入し、情報共有や手続の効率化を進めるなど、より多くの方が地域活動に参加しやすい環境を整え、多様な主体が連携し、課題解決に向けて協力する活発な地域コミュニティの形成を目指します。

指標は記載のとおり、市民局分につきましては素案からの変更はありません。

施策18、多文化共生ですが、言語、習慣、文化など、異なる背景を持つ人々が互いに認め合い、理解し合い、尊重し合って暮らせる地域社会づくりの推進に向けて、交流機会の創出を通じて相互理解を深める取組を進めるとともに、地域活動への参加を促し、外国人が地域で活躍できる環境づくりを推進します。さらに、生活ルールや防犯情報など、地域で暮らす上で必要な情報の普及啓発に取り組みます。

指標、地域社会において多様な文化を理解し合うことが重要と考える市民の割合については、主管が国際局から市民局になっているほか、素案公表時の調査結果を反映し、御覧の現状値及び目標値を設定しております。

10ページを御覧ください。

政策－施策体系図を記載しておりますが、素案から変更はございません。

政策群に関する説明は以上となります。

続いて、12ページを御覧いただき、行財政運営の行政運営のうち、市民局に関連する部分を御説明いたします。

01、便利で安心な市民サービスについて、現状と課題として掲げております1つ目の窓口サービスと3つ目の地域支援の在り方について、順次御説明いたします。

1つ目の窓口サービスについては、目指す姿として、区役所に行かず、いつでもどこでも手続きができる状況を実現すること及び手続きのために区役所を訪れた場合でも、窓口のワンストップ化が進み、短時間で手続きが終えられる窓口を実現することを掲げています。いずれも素案から変更はありませんが、欄外にワンストップの注釈を追記しております。後ほど御確認ください。

3つ目の地域支援の在り方については、目指す姿として、区役所の機能強化やデジタル技術の活用等を推進するとともに、地域特性に応じた地域支援の充実を図ることにより、地域の活動が活発化することを掲げています。いずれも素案から変更はございません。

右側13ページを御覧ください。

窓口サービスの取組として、（1）行かない、待たない、書かない、回らない窓口を実現とし、区役所で行うライフイベント関連手続のオンライン化やデジタル技術を活用したサービスの導入、証明発行窓口の統合、窓口のワンストップ化などを行い、市民の皆様の利便性を向上するとともに、効率的な窓口サービスを実現します。

指標は記載のとおりですが、そのうちコンビニ等での住民票発行利用率については、素案公表時の実績集計値を反映し、御覧の現状値及び目標値に更新しております。

次に、地域支援の取組として、（3）地域課題の解決に向けた取組強化とし、区役所の支援体制の強化による相談支援の充実を図るとともに、分野横断的な地域サポートチームを新たに設置し、地域主体の課題解決を支援します。また、地域課題の解決に向け、多様な主体との連携、コーディネートを図ります。

指標は記載のとおりですが、このうち市民協働事業数については、素案では市民局となっていました、原案では機構再編により行財政局の主管となっています。

行財政運営の説明は以上です。

最後に、14ページを御覧ください。

素案からの主な変更点のうち、市民局の関連項目が記載されているページを抜粋しています。市民局関連は赤枠の部分となります。ただいま御説明した内容と重複しますので、後ほど御確認ください。

以上で市第1号議案横浜市中期計画2026～2029の策定に関し、市民局関連部分を御説明申し上げました。

○ 伏見幸枝主査 説明が終わりましたので、質疑等に入ります。

○ 山浦英太委員 もともと国際局から受け継いだ多文化共生事業について簡単にお伺いします。

この多文化共生事業を今後市民局がやっていくに当たって、専門知識を持った職員がいなくなるのではな

いかとか、様々なことを懸念されているのですけれども、今後その専門職、多文化共生事業としての専門職を持った職員の人材育成はどのように考えているか、まず教えていただけますでしょうか。

- **熊坂市民局長** これはこの分野に限らず、横浜市職員、今後ますます採用も難しくなっていくと言われていいます。人口減少の中、十分な採用が確保できないということも推測されています。

そのような中、市民の皆様方のニーズに応え、より効果的な政策を立案していくためには、人材育成というのは非常に欠かせないものだと思っておりますので、このあたりについては行財政局と連携しながら、必要な人材を確保していきたいと思っています。

- **山浦英太委員** 横浜市のブランドの一つが国際都市ということで、国際局の廃止は国際政策を軽視しているのではないかと受け止めている外国人のコミュニティ等、関係団体等があるのです。そのような懸念を持たれないように、市民局が多文化共生事業を受け継いでこれからやっていくに当たって、さらに僕は強化していく必要があると思うのです。ここの辺はどのように局長、お考えでしょうか。

- **熊坂市民局長** ここの部分、私たちが移管したことをどうメリットとして実際の事業につなげていくかというところが、そういった評価につながっていくものと思います。

そういう意味では、もともと市民局は自治会町内会の窓口であったり、先ほど言った窓口サービスもそうなのですが、区の業務を総括する市民局でございます。窓口業務をはじめ、地域の実情に即した地域活動の支援をずっとこれまでやってきておりますので、そうした情報を外国人住民の方に効果的に提供することが、ひいては外国人住民の方の地域社会への参画につながったり、その方がむしろボランティアを通じて共生社会の主役になって活躍いただける環境をつくるなど様々な相乗効果が得られるのではないかと思います。

国際交流ラウンジで今まで取り組んでいたようなことも、よりこれまで以上に区役所と連携して、もしくは地域、自治会町内会とつながっていくようなことができれば、これはやはり市民局に移管してよかったなと思ってもらえるのではないかと思います。

市民局だけでもこういったことは十分考えられるのですけれども、引き続き庁内連携だけではなくて、局間連携もこれまで以上に積極的に取り組んでいくことで、私たちが目指している誰もが安心・安全に暮らせる共生社会につながっていければと思います。

- **山浦英太委員** 市民局だけでは僕も多文化共生事業はできないと思うので、区役所だけではなく他局との連携をしっかりと、特に教育委員会等とも連携して取り組んでください。

先日の委員会で、たまたま僕、政策・総務・財政委員会で質問したときに、松浦副市長にも、今後国際局がなくなって、どういった取組を政策経営局等でやっていくのだと意気込みを聞いた経緯がございまして、その流れからいうと、佐藤副市長にも意気込みを言っていたきたいと思います。よろしくお願いします。

- **佐藤副市長** 多文化共生の部分を今年から市民局で所管することになってまいりました。これは局長からも話がありましたように、そこはしっかりと取り組んでいかなければいけないという大きな課題かとも思っております。

もう一つは、今、横浜市内にも、外国にルーツを持つ方たち、いわゆる外国人の方も含めて非常に今増えてきております。それぞれの地域、中区、南区、鶴見区、これまではその3つの区はかなり、3区については非常に外国人の人口は多かったのですけれども、市域全体で外国人の方が増えてきている傾向にあるとも思っております。これからますます多文化共生という観点からの取組というのは重要になってくるという認識を持っております。

これまで以上に、現在その集住区3区、あるいは関係17課、局をまたいだ形で14の課のメンバーを集めまして、合計17名の課長級でも今プロジェクトを進めております。その17人の課長級のプロジェクトを束ねてやっていくのも、新たに市民局に所管されてきております。市民局がこれまで持っているネットワークを含め、区役所、自治会町内会、あるいは市民活動団体と連携して、これまで以上に力強く多文化共生の取組を進めていきたいと考えております。

- **山浦英太委員** 窓口サービスの件ですけれども、これまでもワンストップ窓口を目指していろいろな取組をしてきた中で、先日、昨日、おととい、戸塚で火災が発生して、火災が発生したところで、市民が火災の後は被災をして、この後、復興に向けてどうするのかと悩まれることがありました。

実際に3世帯が被災をして住む場所もなくなって、また、住む場所がなくなった後、どこに行けばいいのかわからない、誰に相談すればいいのかわからないということで、私は現場に駆けつけたので、その住民対応をさせていただきました。

昨日午前中、一緒に区役所で待ち合わせをして、その被災した家族と一緒に区役所の総務課で受入れをしていただいて、その人たちの住む場所の確保、また様々支援を受けられるところ、罹災証明は消防署に行くとか、様々窓口として区役所に相談に行ったのです。具体的には、区役所には、例えば火災で被災した人の窓口というのは今はないと思うのですけれども、もし被災した人が区役所に行ったときに、どこで誰が対応するかというのをまず確認したいと思います。突然の質問ですみません。

- **熊坂市民局長** とんでもないです。
まず一義的に、そういったものは広報相談課で一回お話を聞いて、その中で庁内で業務的に他に属さないところということで、総務課でお話を聞くというのが一般的な流れかと思っています。

すみません、私も最近区役所に行っていないもので、私が区役所にいたときはそういう形で対応していました。

- **山浦英太委員** 昨日、おとといの火災で昨日動いたことで感じたのですけれども、今までも実は消防局には、火災で被災して住むところを失った市民をどう守っていくのか、どう支援していくのかというのは、消防局にも課題としてずっと訴えさせていただいて、そういう方のしおりを作っていただいて、昨日も、どんなふうに申請して、どこに行けばいいかというのは、そのしおりを中心に区役所に対応してもらったのですけれども、これは結構大事な話で、被災した人が右往左往して、区役所に行っても誰がどう対応するのだという状態が今多分続いていると思うのです。

ですので、今後この窓口サービスの考え方の中に、特に市民が被災して住む場所を失って、どうしたらいいかという方を一回受け止めて、窓口を明確にした上で、そこから各支援につないでいくという課題があるということを、今回この中期計画の中に、この窓口業務の改善というのがありますけれども、ぜひ入れていただいて、消防局とも連携を取りながら、しっかりその辺の支援をしていってほしいというか、その課題を認識していただいた上で、この窓口業務の改善をこの中期計画の中で議論していただきたいと思います。局長、いかがですか。

- **熊坂市民局長** まさにそういった被害に遭われた方に寄り添うというところでは、悲しみの中で手続きをしなければいけない中で、皆様方の御提案もあり設置したおくやみ窓口がまさに類似例かと思います。

今回のこの中期計画で掲げているワンストップというのは、いわゆるライフイベントをできるだけ簡素化して、1つの窓口でということですが、原点は同じことだと思います。それ以外にも、こういったことが

あるのかしっかりと精査した上で、いかに区民の方に利用しやすい窓口だ、安心できる区役所だと思ってもらえるのかということは、区長とも意見交換をして、どういったものをつくっていくか、この4年の中でしっかりと議論していきたいと思います。

- **山浦英太委員** 今局長が言ったとおり、実は昨日、総務課の人たちとやり取りするときに、おくやみ窓口がなければ、おくやみ窓口みたいな窓口で共有して、そういう窓口で相談を受けて、そこから支援につながるできないかという話を総務課の係長に言いました。

今現在は、火災で被災して家が住めなくなった人がどうするかという窓口が区役所にはないので、ぜひこの中期計画の中で議論していただいて、被災した人を区役所につないで、誰がつなぐのか、また、つないだ区役所がどう対応していくかということをこの4年間で議論して、しっかり進めていただければと思いますので、よろしくお願いします。

- **かざまあさみ委員** 私からは、8ページの地域の担い手不足の対応ということで、本当にこれは今深刻な問題でして、毎年編成期になりますと、このことで頭を抱えている市民の方がすごく多く、私のところにも担い手がないということで相談に来られる方が多いです。

そんな中で、長い歴史がある婦人部とか母の会から、中の仕事としては地域のお祭りのお手伝いとか防災訓練の炊き出し、美化活動とか高齢者の福祉のサポートなどを中心に行われていると思うのですが、そこで名称に女性が使われていることから、なかなか男性に入っていないことが多くて、女性でもたくさん役割を持っている方もいらっしゃるし、介護とか、お孫さんのお世話で本人がまだ腰が痛い、病気がある、仕事をしている、そんな中で毎回やっていただける方が限られてきてしまっていて、また今年も回ってきた、あの人がやっていないとかいったお話がよくあるのです。

一方で男性の方、リタイアメントをした後の方は、割と役割を欲しがっていらっしゃる方が多くて、一日暇を持て余している方も中にはいらっしゃるのです。そういう方にぜひ入ってきてほしいと私は思っているのですが、やはり名称が女性部ということで、なかなか受け入れていただけないのです。

今後こういったところにジェンダーレスで親しみやすい名称に変更していただき、部署で仕事をやるのではなくて仕事ごとに部署をつくる。例えば炊き出し部だったら炊き出し部とか、あとはお祭りだったらお祭りといったことで部署変更をして、そしてジェンダーレスで誰もが参加しやすい、担い手を確保できるよう、横浜市からそういった提案とか、そういった形にするような促しみたいなものをしていただければ、割と担い手の確保が容易にできるのかな。

あと、女性だから女性部に入らなければいけないとか、また今年も女性部の役割ができなくて、周りの方からすごく白い目を向けられてしまうような方々が減るのではないかと思います。その名称の変更とか、町内会ごとですが、そういったところも横浜市がしっかりと入って担い手を確保できるような仕組みづくりの提案をしていただければと思いますが、その辺に関してはお考えはいかがでしょうか。

- **熊坂市民局長** 実際現場で女性から、炊き出しは女の仕事だという方がまだいらっしゃるという一方で、担い手確保の一環として、委員がおっしゃるとおり、男性の方に炊き出しの訓練をしていただいて、おにぎりを握ってもらった。そうすると、男性のほうが手が大きくてよく握れたということで、逆にその男性から次から僕にやらせてくれと、積極的に炊き出し訓練に参加いただけるような方が出てきて、その方が結果としてその町内会の活動にかかってきたみたいな事例がありました。

どこの自治会も、今担い手の発掘というのはすごく苦勞している一方で、こういった好事例を、単に名称

を変えなさいということではなくて、こういったことで地域の担い手確保につながっていくとか、こういうことでみんながウィン・ウィンになりますよみたいな事例を変えていくことで、皆さん自身の中でそういったジェンダーの考え方を変えていっていただく。

人を変えるのはなかなか難しいのですが、人は変われると思っていますので、変われる契機を私たちが他の好事例ということで周知して行って、だったら俺たちも変えてみようよみたいな自発的な行動につながっていただければと思っています。

どちらにしても、この地域力の向上とか担い手の確保については、市民局がこの中期計画でやり遂げなければならない課題だと思っていますので、今いただいた御意見も参考に、地域に合った形で、皆さんのお声に耳を傾けながら、しっかりと取り組んでいきたいと思っています。

- かざまあさみ委員 本日にこういった地域のことでお力を、増援いただける方々が疲弊や不安を感じながらやっていたくのではなくて、やはり誰かの役に立てたということで、その方の喜びにつながるような役どころをぜひ皆様に担っていただければと思っていますので、そういった工夫をもってぜひ担い手の確保に努めていただければと思っています。よろしくお願いいたします。

- 伏見幸枝主査 他に御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度にとどめます。

以上で市民局関係の分科会の審査は終了いたしましたので、当局の交代を求めます。

この際、暫時休憩いたします。

休憩時刻 午前11時52分

(当 局 交 代)

再開時刻 午後0時48分

- 伏見幸枝主査 それでは、分科会を再開いたします。

◎ 市第1号議案（関係部分）の審査

- 伏見幸枝主査 資源循環局関係の審査に入ります。

なお、当局からの発言に際しましては着座のままで結構です。

市第1号議案（関係部分）を議題に供します。

市第1号議案 横浜市中期計画2026～2029の策定（関係部分）

- 伏見幸枝主査 当局の説明を求めます。

- 吉川資源循環局長 それでは、市第1号議案横浜市中期計画2026～2029の策定につきまして御説明いたします。

当議案は、横浜市議会基本条例第13条第2号に基づいて提出するものでございまして、議案書の33ページから95ページに掲載されております。

中期計画素案は、令和7年12月の市会第4回定例会の各常任委員会にて御説明いたしました。本日は、横浜市中期計画2026～2029（原案）資源循環局抜き刷り版を使用いたしまして、簡潔に御説明いたします。

恐れ入ります。2ページ、3ページを御覧願います。

2 ページの議決範囲の考え方ですが、消防局の分科会にて御説明したとおりでございますので、省略いたします。

右側 3 ページは、資源循環局の関連部分を記載した目次でございます。14 の政策群と 33 の施策群、明日をひらく都市プロジェクト素案からの主な変更点につきまして、順次御説明いたします。

4 ページ、5 ページは割愛いたします。

6 ページ、7 ページを御覧願います。

こちらではページの見方について記載しております。

8 ページを御覧願います。

本ページ以降、本日御説明する箇所につきましては黄色マーカーをつけております。素案からの主な変更点は緑字で記載しております。

政策群 08、暮らし・コミュニティにつきまして、現状と課題の丸印 2 つ目を御覧願います。

市民サービス、利便性の向上、安心して暮らせる生活環境・住まいの形成といたしまして、箇条書の 3 点目、誰もが快適に暮らせるまちづくりに向け、市内でも特に人通りの多い駅周辺や繁華街を中心とした喫煙禁止区域に加え、2025 年 4 月から公園の禁煙化を実施しております。

その下の目指す姿の 3 点目、快適な環境の中で、誰もが一人ひとりのライフスタイルに応じた豊かな暮らしを実感しながら、安心して住み続けることを目指します。

次に、政策指標を御覧願います。

お住まいの地域が暮らしやすいまちだと思える市民の皆様の割合を掲げております。

右側 9 ページを御覧願います。

ページ上段の施策 16、地域の生活環境の方向性ですが、健康や環境に配慮した住まいの充実や豊かな住環境の形成と併せまして、望まない受動喫煙の防止を図る取組を進めてまいります。

施策指標としては、左下の直近 1 か月で受動喫煙の機会があると答えた市民の割合といたしまして、素案公表後の調査結果を反映し、御覧の現状値及び目標値を新たに設定しております。主管局である健康福祉局と連携しまして、目標達成に向けて取り組んでまいります。

10 ページを御覧願います。

政策群 13、環境との共生につきまして、現状と課題の丸印 3 つ目を御覧願います。

横浜らしいサーキュラーエコノミー（循環経済）の構築・推進といたしまして、箇条書の 1 点目、限られた資源を最大限有効に活用し経済的な発展にもつなげるサーキュラーエコノミーに関する機運が国内外で高まっています。

2 点目、横浜の特性である大規模、多様性、市民意識を生かした施策を進め、国内外における循環型社会への転換を加速していくことが重要です。原案では注釈を追記しております。

その下の目指す姿の 3 点目、横浜らしいサーキュラーエコノミー施策が展開された結果、環境への影響を考慮して行動する市民が増えているとともに、市内産業の発展・育成につながっていること、アジアを代表するグリーンシティとして、世界の環境政策、都市政策を先導することを目指してまいります。

次に、政策指標を御覧ください。

以前より環境に配慮した行動をするようになったと思える市民の皆様の割合を掲げております。

右側 11 ページを御覧願います。

ページ中段の施策30、循環型社会に向けた取組の方向性ですが、市民の皆様の消費活動や企業の経済活動における意識や行動の変容による再資源化の促進、積極的なシェアリングサービスの利用、さらには公共建築物における率先的な取組や空き家対策、循環型まちづくりを通じて横浜らしい循環型都市への移行を推進いたします。

また、循環型社会への移行が国際的な潮流となっていく中、これらの取組を広く世界へ発信し、国際プレゼンスの向上につなげてまいります。

当局関連の施策指標といたしましては、左側中段の企業マッチング等による投入資源削減量、当局主管と右側、資源化等による食品廃棄物削減量、みどり環境局主管でございます。原案では注釈を追記しております。

12ページ、13ページには、政策施策体系図の当局関連部分を赤枠で囲っておりますので、後ほど御覧ください。

政策群に関する説明は以上でございます。

14ページ、15ページを御覧願います。

明日をひらく都市プロジェクトについて御説明いたします。

16ページを御覧願います。

テーマ01、循環型都市への移行につきましては、現状及び将来見通しにあるとおり、欧州をはじめ世界的な潮流となっているサーキュラーエコノミーの取組を進めていくことが重要です。

左下には、目指す横浜の将来の姿として、まず2029年には、取組全体として経済成長とごみ排出量削減の両立を目指し、右側の2040年には、経済の視点といたしましてサーキュラーエコノミーが横浜の新たな成長産業となっていること、グローバルの視点として、可視化されたサーキュラリティ指標の下、地球環境と調和した持続可能な都市として国内外のモデルとなっていること、市民の視点として、次世代も横浜に住んでほしいと感じる市民が増加していることを目指します。

右側17ページを御覧願います。

方向性についてでございます。横浜の強み、特性にあるとおり、横浜には大規模であり循環型都市への移行による社会的インパクトが大きいこと、多様性を持ち地球環境に応じた多様なアプローチが施行可能であること、市民意識が高く、市民、企業、行政一体の取組が展開可能であることなどの強みや特性があり、これらの強みや特性を生かし、横浜らしい循環型都市への移行を進めてまいります。

ページ下部に示す分野ごとの循環の概念図を御覧ください。

循環型都市への移行を進めるため、食・農分野、資源調達分野、建築・住宅分野、企業活動分野、消費・行動変容分野、D X分野の6つの分野における取組を進めてまいります。

18ページ、19ページを御覧願います。

見開きページに6つの分野が記載されております。当局の主管は、上段左側のたべるサーキュラーと右側のつなぐサーキュラーでございます。

まず左側、たべるサーキュラーでございますが、横浜の農を生かした食の循環としております。

具体的には、箇条書の1点目、家庭から出る食品廃棄物を堆肥化し、地域などで活用します。2点目の中ほどからですが、小売店、飲食店など事業活動から出る食品廃棄物のリサイクルを推進します。

次に右側、つなぐサーキュラーですが、動静脈連携によりまして再生資源のさらなる活用を目指すことと

しております。

具体的には、箇条書の1点目、製品の製造などを行う動脈産業と再資源化などを行う静脈産業との動静脈連携によりまして、家庭や事業者から発生する廃棄物の質の高いリサイクルの活用を進めてまいります。2点目といたしまして、横浜市資源循環推進プラットフォーム等を通じて、動脈産業と静脈産業のビジネスマッチングや技術開発などを支援してまいります。

明日をひらく都市プロジェクトに関する説明は以上でございます。

最後に、20ページを御覧願います。

素案からの主な変更点のうち、資源循環局の関連項目を抜粋しております。参考に後ほど御覧いただければと存じます。

以上、市第1号議案横浜市中期計画2026～2029（原案）の策定につきまして、資源循環局関連部分を御説明申し上げました。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

- 伏見幸枝主査 説明が終わりましたので、質疑等に入ります。

（発言する者なし）

- 伏見幸枝主査 特に御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度にとどめます。

以上で資源環境局関係の分科会の審査は終了いたしました。

本日の分科会の審査は全て終了いたしました。冒頭で申し上げたとおり、分科会報告書につきましては、私が質問項目を取りまとめの上、基本計画特別委員会委員長宛てに提出いたします。

◎ 閉会宣告

- 伏見幸枝主査 以上で本日の議題は全て終了いたしましたので、分科会を閉会いたします。

閉会時刻 午後0時57分